

失業者の退職手当の見直しについて



雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当のうち、就業手当に相当する手当を廃止するとともに、暫定措置である地域延長給付の期間を2年間延長する。

1 趣 旨

(1) 就業手当関係

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の施行により、基本手当（雇用保険）の受給資格がある者が「安定した職業以外の職業」に再就職した場合に支給される「就業手当」が廃止された。

(2) 地域延長給付関係

雇止めによる離職者が、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要と認められる場合、基本手当の支給が60日間延長される特例については、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの暫定措置であったが、令和9年3月31日まで2年間延長された。

2 改正内容

(1) 就業促進手当に相当する手当の支給対象の変更

現 行	改正後
安定した職業に再就職した場合	安定した職業に再就職した場合
安定した職業以外の職業に再就職した場合	※安定した職業以外の職業に再就職した場合は、支給対象外となる。

(2) 地域延長給付の期限の延長

現 行	改正後
令和7年3月31日	令和9年3月31日

3 改正を要する条例

中央区職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月中央区条例25号）

4 施行予定日

令和7年4月1日